

## 住所の届出は漏れなく・正しく・速やかに！

問い合わせ 市民課 ☎38-2030

住民票(住民基本台帳)には、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記載され、国民健康保険や国民年金、児童手当などさまざまな行政サービスの基礎となっています。これらの行政サービスを確実に受けられるようにするため、引越などにより住所を移したかたは、速やかに住民票の異動の届出(転届・転入届・転居届等)を行っていただく必要があります。

芦屋市から他の市区町村に転出する場合	
まず、芦屋市役所で	【転出前に】転届届を提出して、転出証明書を受け取る

次に、引越し後の市区町村で	【住み始めた日から14日以内に】転出証明書を添えて、転入届を提出する
---------------	------------------------------------

他の市区町村から芦屋市に転入する場合	
まず、引越し前の市区町村で	【転出前に】転届届を提出して、転出証明書を受け取る

次に、芦屋市役所で	【住み始めた日から14日以内に】転出証明書を添えて、転入届を提出する
-----------	------------------------------------

芦屋市内で転居する場合	
芦屋市役所で	【住み始めた日から14日以内に】転居届を提出する

※住所を移されたかたは、マイナンバーの通知カード・個人番号カード・住民基本台帳カードの住所変更が必要になります。転入・転居届の際は該当のカードをお持ちいただくようお願いいたします。  
※3月中旬から4月上旬にかけて窓口が大変混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。

## 国民年金保険料の後納制度

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかったかたが年金受給資格を得られる場合があります。後納制度を利用されるかたは、西宮年金事務所に申し込んでください。  
※市民課管理係(年金担当)で申し込みはできません。

問い合わせ  
西宮年金事務所 ☎0798-33-2941  
国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050

問い合わせ 男女共同参画推進課 ☎38-2023

も、その個性と能力に応じて、責任を担いながらも誰かがやりたいこと、好きなように自由にできる夢が実現できればいいですね。それでも、女性だけでなく男性もみんな思いいどおりにならない日は、明日頑張ろう。」でいいはずですよ。

## 平成27年度 まちづくり懇談会 〈概要報告〉

問い合わせ 市民参画課 ☎38-2007

平成27年11月27日に開催されました「まちづくり懇談会」(芦屋市自治会連合会主催)の概要をお知らせします。

懇談会には、市から市長・副市長・教育長・部長級職員が出席し、芦屋警察署からは生活安全課長・交通課長にご出席いただきました。市民の皆さんと合計で95人の参加があり、19項目にわたる質問について懇談しました。

※この懇談会をまとめた「まちづくり懇談会報告書」は、自治会連合会のホームページや行政情報コーナーで閲覧いただけます。

「まちづくり懇談会」でのご意見・ご要望一覧

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■南芦屋浜地区教育施設用地について</li> <li>■芦屋浜地区の今後10年間のまちづくりについて</li> <li>■稲荷山線(国道43号～臨港線間)の歩道の安全対策について</li> <li>■空き家対策について</li> <li>■松浜公園の松の老木化について</li> <li>■花木水通りのせせぎについて</li> <li>■芦屋川の土砂の浸濫(しゅんせつ)について</li> <li>■市内の公園や道路のパトロールについて</li> <li>■茶屋集会所の改修について</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■街路樹の剪定(せんてい)と更新について</li> <li>■自転車道の整備について</li> <li>■阪急バス山口営業所前付きの増便について</li> <li>■県道奥山精道線の通行規制時の対応について</li> <li>■三条地区のコミュニティバスについて</li> <li>■市の消防設備について</li> <li>■芦屋市屋外広告物条例について</li> <li>■南芦屋浜地区の小学校建設中止について</li> <li>■南芦屋浜地区の釣り客への対応について</li> <li>■JR芦屋駅南地区の再開発について</li> </ul> |
|---|--|

「まちづくり懇談会」での主な質問・回答《概要》

### ■芦屋浜地区の今後10年間のまちづくりについて

高層や中低層の住宅の建て替えは非常に大きな課題であり、将来的には市としての取り組みも必要になってくると認識しています。

歩道の木の根による舗装の隆起箇所については、順次改修をしています。歩道や緑道の経年劣化等による部分的な改修については、随時行っています。また、路線改修については、市内全域

の路面状況調査に基づいて、順次改修する計画としています。緑道の抜本的な改修については、地域の状況に応じて改修する計画としています。

なお、パイプライン施設については、利用されている皆さんのご意見をお聞きしながら、あり方を検討してまいります。

### ■松浜公園の松の老木化について

平成27年12月に樹木医による調査を実施しました。調査結果の内容が分かり次第報告すると

ともに、危険樹木があれば、順次対処してまいります。

### ■芦屋川の土砂の浸濫(しゅんせつ)について

県から大正橋周辺の局所的に堆積している土砂について、平成28年2月中旬から3月中旬の予定で撤去工事を行うとの連絡がありました。

工事中は、周辺住民のかたがたには、交通規制等ご迷惑をおかけしますが、ご協力をよろしくお願いたします。

### ■街路樹の剪定(せんてい)と更新について

街路樹の剪定については、3年～5年に1度のサイクルで剪定を行うことを目標として平成24年度から取り組みを進めているところです。公園樹については、下枝の除去や公園灯付近の剪定により、外周道路からの見通しの確保や照度の確保に努めてまいります。

樹木については、適切に育成管理に努めていますが、腐食したり枯れたりしたものは順次補植するようにしています。街路樹更新については、道路管理者とともに更新計画を策定する予定としています。

### ■自転車道の整備について

市内における国道2号の自転車道の整備を国道管理者に依頼しましたが、国土交通省および警察庁が出している「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の説明資料によると、「今後は、自転車にとって重要な路線などで車道

通行を基本とする整備を進める方針」となっており、西宮市で整備されている形態の自転車道の設置は困難であると聞いています。なお、市内の自転車通行の安全確保については検討してまいります。

### ■三条地区のコミュニティバスについて

地域の交通については、平成26年3月に、地元自治会長の皆さんにお話をお聞きしたところですが、今回、あらためて地域の皆さんとともに検

討していきたいと考えています。

## 芦屋市犯罪被害者等支援条例の骨子(案)の市民意見募集結果

犯罪行為による直接的な被害、精神的な苦痛や中傷などの2次的被害によって苦しめられている犯罪被害者等の支援に関する「芦屋市犯罪被害者等支援条例の骨子(案)」について、ご意見とそれに対する市の考え方・回答を報告します。

■募集期間・提出件数  
平成27年12月25日～1月25日  
提出件数: 1人 12件

■意見の対応区分とその件数  
意見を反映0件/実施にあたり考慮8件/原案に考慮済み4件/説明・回答0件

■意見の内容と市の考え方・対応  
◆条例(案)と施行規則(案)の提案  
芦屋市犯罪被害者支援条例(案)と芦屋市犯罪被害者支援条例施行規則(案)の提案をいただきました。

◇市の対応  
いただいたご意見のうち、ほとんどの項目は、現在制定を進めている芦屋市犯罪被害者等支援条例(案)および芦屋市犯罪被害者等支援金支給要綱(案)に規定する予定ですが、一部については参考にご覧いただけます。



問い合わせ 防災安全課 ☎38-2093

## 第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(原案)の市民意見募集結果

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(原案)について、ご意見とそれに対する市の考え方・回答を報告します。

■募集期間・提出件数  
平成27年12月25日～1月25日  
提出件数: 3人 15件

■意見の対応区分とその件数  
意見を反映3件/実施にあたり考慮1件/原案に考慮済み7件/説明・回答4件

■意見の内容と市の考え方・対応  
◆「日本国憲法」の記載について  
人権についての基本的文書のため、「日本国憲法」を冒頭の第1章に記載すべきでは。

◇人権の基本理念に関する意見  
人権問題はヘイトスピーチがネットでも拡散されている弊害があるように、違った考え、違った文化、違った宗教が「みんな違ってみんないい」と認められる社会になっていないことが問題なのではないか。

◇市の考え方・回答  
現在の社会では、多様性を尊重することが充分でないと考えられますので、「人権の基本理念」の項目において、「お互いの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い多様性を尊重することが重要です。」としていますので、この考えに基づき人権施策を推進してまいります。

◇市の考え方・回答  
基本的人権の尊重を柱とする「日本国憲法」がわが国の人権についての基本的文書のため、第2章の「人権の基本理念」での記述に加え、冒頭の第1章にも記載します。

問い合わせ 人権推進課 ☎38-2055

## 芦屋市耐震改修促進計画(原案)の市民意見募集結果

12月25日～1月25日の間、意見募集を行いました。ご意見はございませんでした。

問い合わせ 建築指導課 ☎38-2114

## 平成28年度 市職員募集

市では、平成28年6月1日採用予定の次の職種について市職員を募集します。

【募集内容・受験資格】 ■職種 作業職 ■募集人数 1人程度 ■受験資格(高校卒)昭和62年4月2日以降に出生したかたで、学校教育法による高等学校を卒業(平成28年3月までに卒業見込み)のかた ※大学・短期大学・高等専門学校を卒業(平成28年3月までに卒業見込み)のかたは受験できません。  
■募集期間 3月15日～25日(土・日・祝日を除く)午前9時～正午・午後0時45分～5時30分※郵便による申し込みは、3月24日(木)消印有効 ■試験日 4月10日(日) ※詳しくは市役所で配布しています[採用案内]をご覧ください。(市ホームページからもご覧いただけます。)

問い合わせ 人事課 ☎38-2019

## 市民意見の募集結果をお知らせします

芦屋市の条例・指針・計画について、市民の皆さんからいただいたご意見の要旨とそれに対する市の考え方・回答を一部報告します。  
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 芦屋市創生総合戦略(原案)の市民意見募集結果

将来の人口減少への対応を図るために策定する芦屋市創生総合戦略(原案)について、ご意見とそれに対する市の考え方・回答を報告します。

■募集期間・提出件数  
平成27年12月25日～1月25日  
提出件数: 6人 26件

■意見の対応区分とその件数  
意見を反映0件/実施にあたり考慮6件/原案に考慮済み8件/説明・回答12件

■意見の内容と市の考え方・対応  
◆【全体】について  
地方自治体として、国の方針に左右されるにしても、できるだけそこに生活している市民のための施策をとってほしい。

◇【総合戦略】について  
今回の計画は、「人口」がキーワードで、「子どもを産み育てる環境づくり」がポイントかと思われる。総合戦略の順は、「安全・安心」よりも先に「若い世代の希望をかなえるための取り組み」がくるべきではないか。

◇市の考え方・回答  
2つの基本目標に優劣はございませんが、まずは本市を居住地として選択し、そこに住んでいただくことが必要であり、そのために本市の住宅地としての魅力を高め、継承することから、本市の特色を生かして取り組むべき内容を取りまとめ策定しています。具体的な実施にあたって、市民・関係団体・市内事業者・学校等、

◇市の考え方(実施にあたり考慮)  
本市においても将来的に人口減少時代が到来するものであり、これに対する対策は必要なものと考えていることから、本市の特色を生かして取り組むべき内容を取りまとめ策定しています。具体的な実施にあたって、市民・関係団体・市内事業者・学校等、

問い合わせ 政策推進課 ☎38-2127

## 第2期芦屋市教育振興基本計画(原案)の市民意見募集結果

「教育のまち芦屋」を目指し、教育に関する各種施策を推進するために策定する第2期芦屋市教育振興基本計画(原案)について、ご意見とそれに対する市の考え方・回答を報告します。

■募集期間・提出件数  
平成27年12月25日～1月25日  
提出件数: 5人 16件

■意見の対応区分とその件数  
意見を反映1件/実施にあたり考慮3件/原案に考慮済み4件/説明・回答8件

■意見の内容と市の考え方・対応  
◆記載内容について  
重点目標2基本施策(2)「子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実」に記載している文章について、「早期発見・早期対応に努める」というのは何に對してなのか文章上読めない。整理の必要を感じる。

◆「めざす人間像」について  
市が掲げようとしている「めざす人間像」のような子どもが誕生することは喜ばしいが、それは結果であり、最初から目標とすることは、「人間像」をあまりに固定化・画一化しているのではないかと。

◇市の考え方(意見を反映)  
ご指摘のとおり、一部文章を追加します。「早期発見・早期対応に努める」の前に「いじめ等の問題行動の」と追加し、対象を明確に示すこととします。



しい力を身につけた姿を表現したものであり、子どもたちの将来の姿を固定化・画一化していきこうとするものではありません。

問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085